交 企 甲 達 第 ３ ０ 号
令 和 ６ 年 ５ 月 ２ ８ 日

各部、課、隊、所、校、署長　　殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における体験型交通安全教育機材のブロック運用要領の制定について

みだしのことについては、別添のとおり「福井県警察体験型交通安全教育機材ブロック運用要領」を制定し、令和６年６月１日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、福井県警察におけるシートベルト着用効果体験車運用要領の制定について（平成２３年交企甲通第３２号）、福井県警察における危険予測教育機器の運用要領の制定について（平成２９年交企甲達第１７号）及び福井県警察における歩行環境シミュレーターの運用要領の制定について（平成３０年交企甲達第９号）は、令和６年５月３１日をもって廃止する。

別添

福井県警察体験型交通安全教育機材ブロック運用要領

第１　目的

この要領は、福井県警察が導入した参加・体験・実践型の教育手法に使用する交通安全教育機材（以下「体験型交通安全教育機材」という。）のブロック運用について必要な事項を定め、その効果的かつ効率的な運用及び適正な管理を図ることを目的とする。

第２　準拠

体験型交通安全教育機材の取扱いについては、福井県警察における物品の管理及び車両の管理に係る関係規程の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第３　ブロック運用の基本方針

１　運用ブロックの指定等

交通企画課長は、運用ブロックを体験型交通安全教育機材運用ブロック指定表（別記様式）により、関係所属に通知するほか、必要に応じて、体験型交通安全教育機材ごとの詳細な使用方法等を示すものとする。

２　運用責任者

保管所属の所属長は、警部の階級にある者又は同相当職の職員（以下「警部等」という。）を運用責任者に指定し、他所属からの借用申請への対応などに当たらせるものとする。

第４　ブロック運用に係る留意事項

１　運用調整

(1)　保管所属以外の所属が、体験型交通安全教育機材の使用を希望するときは、原則として同一ブロック内の運用責任者に連絡し調整を図るものとする。

(2)　ブロック内で使用予定が競合したときには、関係所属間で調整の上、ほかのブロックの体験型交通安全教育機材を運用することができるものとする。

２　適正使用

(1)　体験型交通安全教育機材を使用する所属の所属長は、警部等を使用責任者に指定するものとする。

(2)　使用責任者は、操作責任者を定めるとともに、体験型交通安全教育機材に応じた必要人員を配置し、体験型交通安全教育機材による安全教育を体験する者（以下「被験者」という。）の安全を確保すること。

(3)　体験型交通安全教育機材の操作及びその補助に従事する者は、必ず操作マニュアルに従い、これを厳守するほか、被験者の安全確保のため、互いに連携すること。

(4)　体験型交通安全教育機材を構成する電子計算機の取り扱いについては、福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成１９年福井県警察本部訓令第３号）に基づき、適正に行うこと。

第５　事故発生時の措置

体験型交通安全教育機材を使用した安全教育において被験者に事故が発生したとき又は後日被験者から体調不良の申出があったときは、交通企画課長宛てに即報するものとする。

様式省略